

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和3年9月13日(月)
午前10時～午前10時7分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 菊地 忍 副委員長 板橋美保
委員 熊谷克彦 委員 齋 浩美
委員 吉田 良 委員 丹野政喜
委員 佐藤正博
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 総 務 部 長 桜 井 淳 一
出席をした 企 画 部 長 小 平 英 俊
者の職氏名 総 務 部 次 長 兼 佐 藤 恭
財 政 課 長 綱 川 宏 一
総 務 課 長 菅 原 裕
A I システム推進課長 菅 原 裕
総 務 部 企 画 員 兼 浅 見 智 彦
総 務 課 長 補 佐 兼 小 松 政 博
財 政 課 長 補 佐 兼 小 松 政 博
契 約 係 長 小 松 政 博
A I システム推進課長 千 葉 貴 俊
補佐兼システム管理 千 葉 貴 俊
係 長 千 葉 貴 俊
総 務 課 主 幹 兼 高 橋 一 暢
情 報 統 計 係 長 高 橋 一 暢
財 政 課 財 政 係 長 渡 邊 幸 恵
財 政 課 管 財 係 長 佐 藤 政 史
A I システム推進課長 西 城 卓 哉
A I 推 進 係 長 西 城 卓 哉

6 事務局職員 事務局 長 相 澤 幸 也
主 査 工 藤 旭 子
主 査 菅 原 翔 太

7 付議事件

- (1) 議案第88号 名取市個人情報保護条例及び名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第89号 名取市土地開発基金条例の一部を改正する条例

午前10時 開 会

○委員長（菊地 忍） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長、企画部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第88号 名取市個人情報保護条例及び名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 国の法改正に伴っての改正ということで、市内の行政手続の管理のシステムの影響について伺います。

○委員長（菊地 忍） 答弁、AI推進係長。

○AIシステム推進課AI推進係長（西城卓哉） 名取市個人情報保護条例について、マイナンバーを含む個人情報を特定個人情報と定義しますが、この特定個人情報について何か誤りがあった場合に、訂正の報告を従来は総務省総務大臣へ、改正後は内閣総理大臣への変更であり、そのような場合に影響が出てきますが、今回は特にそのような事案はありませんでした。名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についても、市長部局と教育委員会内での特定個人情報のやり取りの際に影響があるかと思いますが、そのような事案はありませんでした。

○委員長（菊地 忍） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 今後システムの改修などが必要になってくるのですか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、AI推進係長。

○AIシステム推進課AI推進係長（西城卓哉） 主に自治体間でのマイナンバーを用いた情報のやり取りを行う情報提供ネットワークシステムに関わりますが、本市での改修は必要ありません。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号 名取市個人情報保護条例及び名取市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地 忍） 起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 名取市土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 土地開発公社を削ることにより、社会的に目的が薄くなったように感じますが、改正による実務的なメリットをお伺いします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、財政課長。

○財政課長（佐藤 恭） 土地開発公社が保有する資産については令和元年度で全て処理済みですが、毎月の仮決算を行う必要があります。かつて土地開発公社は土地の価格上昇による先行取得を行っていましたが、現在の土地取得には先行取得の必要がなく、予算において取得をしているため、改正により土地開発公社の毎月の仮決算を行う必要がなくなるので、事務の効率化になると

捉えています。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号 名取市土地開発基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地 忍） 起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第88号及び議案第89号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時7分 散 会

令和3年9月13日

総務消防常任委員会

委員長 菊 地 忍